

教 職 第 161・1 号
平成 29 年 5 月 24 日

各市町村立学校長
各 県 立 学 校 長
各 課 所 館 長

} 様

埼玉県教育局教育総務部教職員課長
(公印省略)

平成 29 年度住民税特別徴収税額通知書（本人交付用）について（通知）

標記の件について別添のとおりお送りしますので、所属職員（納税義務者）に交付してください。

なお、交付の際には、下記事項に十分御留意願います。

記

1 「住民税特別徴収税額通知書」（以下「税額通知書」という。）の扱いについて

（1） 本人に交付する場合

平成 29 年 6 月 1 日現在、在籍している職員に交付してください。

なお、一人に 2 枚以上送付された場合は、別紙 1 により報告してください。

ただし、下記にあたる場合は別紙 1 による報告は必要ありません。

ア 税額通知書の日付が異なる場合

最新の日付の通知書を職員に交付し、日付が古い通知書は破棄してください。

イ 税額通知書と税額変更通知書が同時に送られた場合

税額変更通知書を本人に交付し、税額通知書は破棄してください。

（2） 異動等（転出・再採用等の臨任含む）があった者の分を回送する場合

平成 29 年 1 月 2 日以降に市町村立小・中・特別支援学校、川口市立県陽高等学校（定）、県立学校及び教育局の各課所館に異動等があった職員の税額通知書は、異動等先に平成 29 年 6 月 8 日（木）までに到着するよう回送をお願い

いします。

なお、異動等があった者については、現在の所属に直接送付されることがありますので、届いていない場合は現在の所属に御確認ください。

(3) 交付する必要がない場合

次のア～エに該当する者の税額通知書が送付された場合は、破棄してください。

ア 上記(2)に該当する所属以外に異動等した者(市町村教委、知事部局等)

イ 無給派遣、専従休職等により、県で給与を支給していない者

ウ 平成29年5月31日以前に退職し、その後県で採用されていない者

エ 平成29年6月1日現在、育児休業、配偶者同行休業、無給休職、大学院修学休業に入っている者

[参考]

○ ア・イについては、転出・派遣先で新たな税額通知書が交付されます。

○ ウ・エについては、住民税の徴収方法が普通徴収(本人が納付書により市区町村に納付する方法)となり、納入通知書が課税市区町村から本人宛てに送付されます。

なお、年度途中で育児休業、配偶者同行休業、無給休職に入った職員の住民税の徴収方法は、平成29年度(平成30年5月分まで)は普通徴収となります。

2 別紙1の提出期限及び提出先(問い合わせ先)

(1) 提出期限

ア 市町村立小・中・特別支援学校

所管の教育事務所の定める日

イ 課所館、県立学校及び川口市立県陽高等学校(定)

平成29年6月12日(月)

(2) 提出先(問い合わせ先)

ア 市町村立小・中・特別支援学校

所管の教育事務所

- イ 課所館、県立学校及び川口市立県陽高等学校（定）
教職員課給与管理担当（FAX 不可）

※ 該当がない場合は回答の必要はありません。

なお、提出期限後に、税額通知等が送られてきた場合については、随時受付いたします。

3 平成 29 年 4 月中に採用され、給与の支給のあった職員の住民税について

原則として、平成 29 年 4 月に本採用、臨時的任用、又は再任用として採用され、4 月に給与の支給を受けた職員のうち、平成 28 年中に埼玉県から給与の支給を受けた職員については、特別徴収となります。

この場合、課税市区町村から直接、本人宛てに納入通知書が送付されることがあります。その場合は、課税市区町村に、納入通知書の内容の確認等をするよう、該当職員に周知してください。その結果、特別徴収に該当するにもかかわらず、納入通知書が届いた場合は、別紙 2 により報告してください（4「特別徴収対象者等の確認について」を参照）。

なお、事務処理の都合上、税額通知書の送付並びに給与からの控除開始月が遅れる場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

4 特別徴収対象者等の確認について

特別徴収に該当する者で特別徴収税額通知書が届いていない、又は特別徴収に該当しない者で特別徴収税額通知書が届いた場合は、課税市区町村等に状況を確認しますので、別紙 2により報告してください（FAX・郵送可）。

なお、1（3）に該当する者については、別紙 2 による報告は不要です。

（1）提出期限

- ア 市町村立小・中・特別支援学校
所管の教育事務所の定める日
- イ 課所館、県立学校及び川口市立県陽高等学校（定）
平成 29 年 6 月 12 日（月）

（2）提出先（問い合わせ先）

- ア 市町村立小・中・特別支援学校
所管の教育事務所
- イ 課所館、県立学校及び川口市立県陽高等学校（定）
教職員課給与管理担当

5 その他

- (1) 特別徴収税額通知書を交付した職員には、税額通知書と平成 29 年 6 月分給与明細で徴収税額を必ず確認するよう周知してください。
- (2) 平成 29 年 4 月 1 日に給与支払義務者が変更になった者（例：市立高校・市町村教育委員会からの異動）、本採用から再任用になった者、臨時的任用から臨時的任用になった者（同一校の発令を含む）などについては、事務処理の都合上、税額通知書の送付並びに給与からの控除開始月が遅れる場合がありますので、あらかじめ御了承ください。
- (3) 後日「住民税特別徴収一覧表」を配信する予定です。各所属所においては給与支払簿と突合し、住民税特別徴収税額が正しく出力されていることを必ず確認してください。

担当：給与管理担当

電話：048-830-6671(直通)

教職員課長宛て

平成 29 年 月 日

所属所長名

所属所コード
担当者名
電話

平成 29 年度住民税特別徴収税額通知書（本人交付用）について（回答）
納税通知書が 2 枚以上送付された者については、下記のとおりです。

税 額 通 知 書 (写 し) 貼 付 箇 所
* F A X 不 可

税 額 通 知 書 (写 し) 貼 付 箇 所
* F A X 不 可

別紙 2

平成 29 年 月 日

教職員課長 宛て

所 属 所
所属所コード
担 当 者
電 話 番 号

平成 29 年度住民税特別徴収税額通知書について（報告）

所属職員に係る住民税特別徴収税額通知書について、不明な点がありましたので、下記のとおり報告します。

記

（該当番号を○でかこむ。）

1 特別徴収に該当するが、特別徴収税額通知書が届いていない。

職員番号	氏名	備考

2 特別徴収に該当しないが、特別徴収税額通知書が届いた。

職員番号	氏名	備考

〔 備考欄について 〕

- ①平成 28 年度以降に育児休業、配偶者同行休業、介護休暇、無給休暇、海外派遣、大学院修学休業、転居、退職等がある場合は、その事由及び期間等を記入してください。
- ②平成 28 年度以降、臨時的任用職員であった期間がある場合は、その任用期間を記入してください。

例）平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 30 日 臨時的任用

※通知文の 1 （3）に該当する場合は、報告不要です。

※行が足りない場合は、コピーして利用してください。